

瀬戸内市ダイバーシティ社会を推進する条例(案)(説明付き)

項目	
前文	
第 1 条	目的
第 2 条	定義
第 3 条	基本理念
第 4 条	市の責務
第 5 条	市民の責務
第 6 条	事業者の責務
第 7 条	推進体制の整備
第 8 条	積極的改善措置
第 9 条	差別的取扱いの禁止等
第 10 条	基本計画の策定
第 11 条	広報啓発
第 12 条	相談及び苦情の対応
第 13 条	被害者の保護
第 14 条	委任

本文

前文

瀬戸内市が、全ての市民にとって住みやすく、豊かで活力に満ちたまちとして発展するには、生物学的な性別、性的指向、性自認、年齢、障がいの有無、人種、国籍等の違いにかかわらず、全ての人が個性を發揮できるまちであることが必要です。

市、市民及び事業者がそれぞれの責務を果たし、協働して、互いの違いや共通点を認め合い、全ての人が孤立せず、自分らしく生きることができるよう、ダイバーシティ社会の実現を推進していくために、この条例を制定します。

【説明】

- ・条例の制定理由について、前文としてまとめています。
- ・誰が読んでもわかりやすく、なじみやすい文章にするため、この条例の第3条以外はですます調にしています。

(目的)

第1条 この条例は、ダイバーシティ社会の実現を推進するに当たり、その基本理念及びその推進を図るために基本となる事項を定め、全ての市民が自分らしく安心して暮らすことができる社会を実現することを目的とします。

【説明】

- ・条例の目的を示し、全ての市民が自分らしく安心して暮らすことができる社会を実現していくということを条文化しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) ダイバーシティ社会 生物学的な性別、性的指向、性自認、年齢、障がいの有無、人種、国籍等の違いにかかわらず、全ての人が個人として尊重され、その個性と能力を發揮し、それぞれの違いや共通点を認め合う社会をいいます。
- (2) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者その他市内で活動する者をいいます。
- (3) 事業者 営利、非営利等の別にかかわらず、市内で事業活動を行う個人及び法人その他団体をいいます。
- (4) 性的指向 人の恋愛感情や性的な関心が、異性を対象とする異性愛、同性を対象とする同性愛、男女両方を対象とする両性愛、いずれも対象としない無性愛等、どのような性を対象とするかの指向をいいます。
- (5) 性自認 自己の性別についての認識をいいます。
- (6) ワーク・ライフ・バランス 働く全ての人が、仕事と育児や介護、趣味や学習、地域活動といった仕事以外の生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方をいいます。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際相手、親族その他の親密な関係にある者又

- はあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的及び性的な暴力をいいます。
- (8) ストーカー行為　ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第4項に規定するストーカー行為をいいます。
- (9) ハラスメント　他者に対する発言、行動等が、本人の意図に関係なく、相手及び周囲の者を不快にさせ、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいいます。
- (10) 積極的改善措置　社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

(基本理念)

第3条 市は、ダイバーシティ社会の実現に当たり、次の基本理念に基づき進めます。

- (1) 全ての人が、個人としての尊厳が重んぜられること、生物学的な性別、性的指向、性自認、年齢、障がいの有無、人種、国籍等の違いによる差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の個人の人権が尊重されること。
- (2) 全ての人が、性別による役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、個性及び能力を発揮し、自らの意思により多様な生き方を選択できること。
- (3) 全ての人が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における様々な政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 全ての人が、家庭において、子の教育、家族の介護その他家庭生活における活動と地域、職場等における活動を相互の協力と社会の支援のもと両立できること。
- (5) 全ての人が、互いの身体的特徴及び生物学的な性別についての理解を深め、対等な関係のもと、互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 全ての人が、主体的にダイバーシティ社会の実現の推進に取り組むこと。
- (7) 国内及び国際社会の取組と協調し、市内外の事業者と連携して行われること。

【説明】

・瀬戸内市がダイバーシティ社会の実現を推進していくための基本理念を示し、常に意識していくものです。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、ダイバーシティ社会の実現の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、及び実施します。

- 2 市は、前項の施策の策定及び実施のために必要な調査及び研究をするものとします。
- 3 市は、第1項の施策を実施するに当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力して取り組みます。

【説明】

・市は、条例の基本理念を実現するため、この条例を遵守し、施策を策定するものとし、そのために必要な調査及び研究をするというものです。計画を策定する際には、市民アンケートを実施し、アンケート結果を計画策定に活用します。

- ・施策の推進にあたっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携・協力して地域の課題解決に取り組むことを求めています。

(市民の責務)

第5条 市民は、あらゆる分野の活動において、ダイバーシティ社会について理解を深め、その推進に努めるものとします。

2 市民は、市が実施するダイバーシティ社会の実現の推進に関する施策に協力し、共に実現するよう努めるものとします。

【説明】

- ・法的な「義務」として強制するものではなく、主体的に果たす「責務」として規定しました。
- ・市民は単なる顧客ではなく、前文に述べているようにダイバーシティ社会の実現を推進するうえで協働するパートナーと考えています。
- ・全ての市民がダイバーシティ社会の実現を推進する担い手であるという自覚を持つことが、この条例の目標達成に必要であるという考えを基本としています。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、ダイバーシティ社会についての理解を深め、事業活動及び運営を行うに当たっては、その推進に努めるとともに、就労者が能力を発揮できるよう雇用の分野における均等な機会及び待遇の確保に努めるものとします。

2 事業者は、就労者がワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の整備に努めるものとします。

3 事業者は、市が実施するダイバーシティ社会の実現の推進に関する施策に協力し、共に実現するよう努めるものとします。

【説明】

- ・市民と同じく事業者も、前文で述べているようにダイバーシティ社会の実現を推進するうえで協働するパートナーと考えています。
- ・事業者は市と協働し、事業活動及び運営を行う上で、就労者が能力を発揮できるよう職場環境の整備に努めることを明記しています。

(推進体制の整備)

第7条 市は、ダイバーシティ社会の実現の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長を長とする推進体制を整備します。

【説明】

- ・府内体制としてダイバーシティ推進本部を整備しています。幹部職員で構成する推進本部の下に、課長級職員で構成するダイバーシティ推進リーダー、各課室等の担当者で構成するダイバーシティ推進担当を配置しています。

(積極的改善措置)

第8条 市は、ダイバーシティ社会の実現を推進する上で積極的改善措置が重要であることにかんがみ、市民及び事業者と協力し、格差是正のために必要な措置が講ぜられるよう努めます。

【説明】

- ・市は、市民及び事業者が積極的改善措置を講ずるために必要な情報を提供し、相談、助言その他の協力をていきます。

(差別的取扱いの禁止等)

第9条 全ての人は、生物学的な性別、性的指向、性自認、年齢、障がいの有無、人種、国籍等の違いに起因する人権侵害を行ってはなりません。

- 2 全ての人は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為及びあらゆるハラスメントをしてはなりません。
- 3 全ての人は、他人の性的指向又は性自認に関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはなりません。
- 4 全ての人は、情報の発信に当たって、生物学的な性別、性的指向、性自認、年齢、障がいの有無、人種、国籍等の違いに起因する不当な差別的取扱いを助長することのないよう十分に配慮しなければなりません。

【説明】

- ・差別的取扱いの禁止等を定めています。
- ・この条例に罰則規定はありませんが、条例の中に明記することで市民・事業者等の認識を深め、不当な差別的取扱いの抑止効果を期待しています。

(基本計画の策定)

第10条 市は、ダイバーシティ社会の実現の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとします。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。
 - (1) 総合的かつ長期的に講すべきダイバーシティ社会の実現の推進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、ダイバーシティ社会の実現の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、基本計画の策定に当たっては、瀬戸内市ダイバーシティ社会推進審議会(瀬戸内市ダイバーシティ社会推進審議会条例(令和7年瀬戸内市条例第〇号)第1条の規定により設置する瀬戸内市ダイバーシティ社会推進審議会をいう。)の意見を聞くものとします。
- 4 市長は、基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとします。
- 5 市は、基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとします。

【説明】

-
- ・令和4年3月に「第3次瀬戸内市男女共同参画基本計画」を策定しています。
 - ・今後は男女共同参画だけでなく、多文化共生等も含めたダイバーシティ社会についても審議するため、審議会の名称を「瀬戸内市男女共同参画推進審議会」から、「瀬戸内市ダイバーシティ社会推進審議会」に変更し、「瀬戸内市ダイバーシティ社会推進審議会条例」を制定します。

(広報啓発)

第11条 市及び事業者は、ダイバーシティ社会に対する理解と関心を深めるために必要な広報及び啓発活動に努めるものとします。

【説明】

- ・市では、ダイバーシティ社会に対する理解と関心を深めるため、パネル展の実施、せとうちゼミナールという講演会等を通じて、市民に対し啓発しています。また、職員研修を通じて、職員の意識改革にも努めています。

(相談及び苦情の対応)

第12条 市は、生物学的な性別、性的指向、性自認、年齢、障がいの有無、人種、国籍等の違いによる差別的取扱いその他のダイバーシティ社会の実現を阻害する人権侵害について相談又は苦情を受けたときは、関係機関と連携し、解決に努めます。

【説明】

- ・市が苦情や相談を受けたときは、法務局や県の機関、庁内の他部署と連携し、問題解決に努めています。

(被害者の保護)

第13条 市長は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為による権利侵害があったと認められる場合には、他の行政機関等と連携して被害者の保護、相談その他必要な措置を講ずるものとします。

【説明】

- ・市がドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為の相談を受けたときは、瀬戸内警察署や県の機関、庁内の他部署と連携し、被害者の安全確保を第一とし、相談に応じています。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定めます。